



埼玉県報

第 2780 号
平成 28 年(2016 年)
3 月 11 日
金曜日

目次

規則

- 埼玉県建築審査会規則の一部を改正する規則（建築安全課）
- 学校教育法施行細則の一部を改正する規則（県立学校人事課）

告示

- 埼玉県民栄誉章規則に基づく表彰（広聴広報課）
- 坂戸都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧（みどり自然課）
- 桶川都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧（みどり自然課）
- 身体障害者福祉法第 15 条の医師の指定（障害者福祉推進課）
- 身体障害者福祉法第 15 条の医師の指定の辞退（障害者福祉推進課）
- 大規模小売店舗の変更に係る告示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に係る告示（商業・サービス産業支援課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 埼玉県開発登録簿閲覧規程の一部を改正する告示（都市計画課）
- 鴻巣都市計画事業原馬室・滝馬室土地地区画整理事業の換地処分の公告（市街地整備課）
- 県道三芳富士見線の供用の開始（川越県土整備事務所）
- 県道加藤平沼線の供用の開始（越谷県土整備事務所）
- 開発行為に関する工事の完了公告（川越建築安全センター）
- 開発行為に関する工事の完了公告（川越建築安全センター）
- 開発行為に関する工事の完了公告（越谷建築安全センター）
- 平成 27 年 3 月 2 日現在における選挙人名簿登録者数の 50 分の 1、3 分の 1 の数等（選挙管理委員会）

規 則

埼玉県建築審査会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第四号

埼玉県建築審査会規則の一部を改正する規則

埼玉県建築審査会規則（平成十七年埼玉県規則第二百二十四号）の一部を次のように改正する。

第九条を第十条とし、第三条から第八条までを一条ずつ繰り下げ、第二条の次に次の一条を加える。

（委員の任期）

第三条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

附 則

1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の際現に建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十九条第二項の規定により委員に任命されている者の任期は、改正後の第三条第一項の規定にかかわらず、平成二十九年一月三十一日までとする。

規 則

学校教育法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月十一日

埼玉県教育委員会委員長 高 木 康 夫

埼玉県教育委員会規則第二号

学校教育法施行細則の一部を改正する規則

学校教育法施行細則（平成十二年埼玉県教育委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「及び中等教育学校」を「、中等教育学校及び特別支援学校」に改める。

第三条第一項中「申請」の下に「（指定都市の設置する特別支援学校の位置の変更にあつては届出）」を加える。

第四条及び第五条中「及び中等教育学校」を「、中等教育学校及び特別支援学校」に改める。

第九条中「又は学科の設置」を「若しくは学科の設置又は指定都市の設置する特別支援学校の高等部の学科、専攻科若しくは別科の設置」に改める。

第十条の見出し中「申請」の下に「又は届出」を加え、同条中「、又は」を「又は」に改め、「申請」の下に「（指定都市の設置する特別支援学校の幼稚園、小学部、中学部又は高等部の設置にあつては届出）」を加える。

第十一条の見出し中「申請等」を「申請又は届出」に改め、同条中「申請」の下に「（指定都市の設置する特別支援学校の高等部における通信教育の開設にあつては届出）」を加える。

第十二条の見出し中「申請」の下に「又は届出」を加え、同条中「申請」の下に「（指定都市の設置する特別支援学校の高等部の学級の編制又はその変更にあつては届出）」を加える。

第十三条第一項中「及び中等教育学校の廃止」を「、中等教育学校及び特別支援学校の廃止」に改め、「学科の廃止」の下に「、指定都市の設置する特別支援学校の高等部の学科、専攻科若しくは別科の廃止、指定都市の設置する特別支援学校の幼稚部、小学部、中学部若しくは高等部の廃止」を加え、「及び中等教育学校の分校」を「、中等教育学校及び特別支援学校の分校」に改め、同条第二項中「申請」の下に「（指定都市の設置する特別支援学校の高等部における通信教育の廃止にあつては届出）」を加え、同条第三項中「高等学校」の下に「（中等教育学校の後期課程を含む。）」を加える。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

告 示

埼玉県告示第三百六号

埼玉県民榮譽章規則（昭和五十九年埼玉県規則第五十六号）第五条第一項の規定により行った平成二十八年二月十八日の表彰において表彰を受けた者の氏名及び業績は、次のとおりである。

平成二十八年三月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 氏名

大村 智

二 業績

イベルメクチンを開発したことにより世界中の多くの人々を救った。これによりノーベル生理学・医学賞を受賞し、社会に明るい希望を与えて県の名を高めた。

告 示

埼玉県告示第三百七号

坂戸市から坂戸都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

平成二十八年三月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第三百八号

桶川市から桶川都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

平成二十八年三月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第三百九号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により医師を指定したので、身体障害者福祉法施行細則（平成五年埼玉県規則第三十九号）第一条の規定により告示する。

平成二十八年三月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

医師の氏名	指定障害区分	診療科名	医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
虎溪 則孝	心臓機能障害	内科、循環器内科	医療法人虎溪医院	草加市青柳六―二十二―一	平成二十七年十二月三日
岩永 昌敏	小腸機能障害、 肝臓機能障害	消化器内科、外科	多和目クリニック	坂戸市大字多和目八十―三―四	平成二十七年十二月三十一日
鈴木 耆知	肝臓機能障害	消化器内科	医療法人秀和会秀和総合病院	春日部市谷原新田千二百	平成二十八年一月一日
小原 功裕	じん臓機能障害	内科、糖尿病内科、腎臓内科、透析内科	おばら内科腎クリニック	富士見市関沢一―一―十八	平成二十八年二月一日
諏訪多 順二	じん臓機能障害	外科、泌尿器科	医療法人瑞友会ふじみ野腎クリニック	ふじみ野市駒林元町三―五―三	平成二十八年二月十五日
尾関 直毅	視覚障害	眼科	独立行政法人国立病院機構 埼玉病院	和光市諏訪二―一	平成二十八年二月二十六日

永本 伸子	視覚障害	眼科	坂戸眼科医院	坂戸市関間一―一―十五	同
酒井 規光	音声・言語機能障害	リハビリテーション科	一般社団法人巨樹の会 明生リハビリテーション病院	所沢市東狭山ヶ丘四―二 千六百八十一―二	同
徳永 純	平衡機能障害、音声・言語機能障害、そしてやく機能障害、肢体不自由	神経内科	医療法人社団青葉会狭山 神経内科病院	狭山市加佐志六十五	同
若山 禎	聴覚障害、平衡機能障害、音声・言語機能障害、そしてやく機能障害	耳鼻咽喉科	医療法人社団若山医院	鴻巣市本町三―十一―十六	同
阿部 一博	肢体不自由	脳神経外科	医療法人社団青葉会狭山 神経内科病院	狭山市加佐志六十五	同

猪野屋 博	肢体不自由	脳神経外科	医療法人社団明芳会イムス三芳総合病院	入間郡三芳町藤久保九百七十四―三	同
梶山 浩	肢体不自由	リウマチ膠原病科	埼玉医科大学病院	入間郡毛呂山町毛呂本郷三十八	同
金子 直之	肢体不自由	救急科	深谷赤十字病院	深谷市上柴町西五―八―一	同
上牧 勇	肢体不自由	小児科	独立行政法人国立病院機構埼玉病院	和光市諏訪二―一	同
神山 英範	肢体不自由	外科	秩父市立病院	秩父市桜木町八―九	同
栗原 健	肢体不自由	形成外科	埼玉医科大学病院	入間郡毛呂山町毛呂本郷三十八	同
信太 薫	肢体不自由	形成外科	埼玉県厚生連久喜総合病院	久喜市上早見四百十八―一	同

山田 明	肢体不自由	脳神経外科	医療法人狭山中央病院	狭山市富士見二―十九― 三十五	同
築 由一郎	肢体不自由	形成外科	埼玉医科大学病院	入間郡毛呂山町毛呂本郷 三十八	同
宮崎 親男	肢体不自由	脳神経外科	医療法人社団愛友会三郷中 央総合病院	三郷市中央四―五―一	同
三須 雄二	肢体不自由	整形外科、外科、 内科	医療法人永寿会三須医院	春日部市粕壁東一―十一 ―十二	同
濱田 節雄	肢体不自由	外科	医療法人顕正会蓮田病院	蓮田市根金千六百六十二 ―一	同
神服 尚之	肢体不自由	脳神経外科	独立行政法人国立病院機構 埼玉病院	和光市諏訪二―一	同
寺部 雄太	肢体不自由	形成外科	埼玉医科大学病院	入間郡毛呂山町毛呂本郷 三十八	同

和田 彩子	肢体不自由	リハビリテーション科	独立行政法人国立病院機構 東埼玉病院	蓮田市黒浜四千百四十七	同
渡邊 学郎	肢体不自由	脳神経外科	医療法人社団愛友会上尾中 中央総合病院	上尾市柏座一―十―十	同
金森 太郎	心臓機能障害	心臓血管外科	医療法人社団康幸会かわぐ ち心臓呼吸器病院	川口市前川一―一―五十 一	同
河村 裕	心臓機能障害	循環器内科	医療法人社団愛友会上尾中 中央総合病院	上尾市柏座一―十―十	同
田中 晴城	心臓機能障害	心臓血管外科	医療法人社団愛友会上尾中 中央総合病院	上尾市柏座一―十―十	同
遠井 亨	心臓機能障害	循環器科	医療法人弘仁会遠井医院	北本市北本一―百四十	同
松本 延介	心臓機能障害	循環器内科	埼玉県厚生連久喜総合病院	久喜市上早見四百十八― 一	同

山田 亮	心臓機能障害	循環器内科	医療法人新青会川口工業総合病院	川口市青木一―十八―十五	同
木川 好章	じん臓機能障害	内科	飯能老年病センター	飯能市下加治百四十七	同
佐藤 雅勇	じん臓機能障害	内科	医療法人社団哺育会白岡中央総合病院	白岡市小久喜九百三十八―十二	同
加賀 亜希子	呼吸器機能障害	呼吸器内科	埼玉医科大学病院	入間郡毛呂山町毛呂本郷三十八	同
岡 祐輔	ぼうこう又は直腸機能障害	泌尿器科	医療法人桂水会岡病院	本庄市北堀八百十	同
小島 徹	ぼうこう又は直腸機能障害、小腸機能障害	外科	医療法人社団堀ノ内病院	新座市堀ノ内二―九―三十一	同
高島 博	ぼうこう又は直腸機能障害	泌尿器科	医療法人社団愛友会上尾中央総合病院	上尾市柏座一―十一―十	同

奈良橋 喜芳	ぼうこう又は直腸機能障害	外科	医療法人社団新座志木中央総合病院	新座市東北一―七―二	同
野中 英臣	ぼうこう又は直腸機能障害	外科	医療法人社団愛友会三郷中央総合病院	三郷市中央四―五―一	同
星野 直明	ぼうこう又は直腸機能障害	外科	草加市立病院	草加市草加二―二十一―一	同
吉松 和彦	ぼうこう又は直腸機能障害	外科	社会福祉法人恩賜財団済生会支部埼玉県済生会栗橋病院	久喜市小右衛門七百十四―六	同
林 康博	小腸機能障害	消化器科	医療法人新青会川口工業総合病院	川口市青木一―十八―十五	同
清水 喜徳	肝臓機能障害	外科	社会医療法人財団石心会埼玉石心会病院	狭山市鶴ノ木一―三十―三	同
渡辺 雄一郎	肝臓機能障害	外科	医療法人秀和会秀和総合病院	春日部市谷原新田千二百	同
正田 浩之	心臓機能障害	循環器内科	医療法人社団愛友会蓮田一心会病院	蓮田市本町三―十七	平成二十八年三月一日

告 示

埼玉県告示第三百十号

身体障害者福祉法施行令（昭和二十五年政令第七十八号）第三条第二項の規定により指定の辞退があつたので、身体障害者福祉法施行細則（平成五年埼玉県規則第三十九号）第一条の規定により告示する。

平成二十八年三月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

医師の氏名	指定障害区分	医療機関の名称	医療機関の所在地	辞退年月日
金谷 幸一	肢体不自由	医療法人顕正会蓮田病院	蓮田市根金千六百六十二 一	平成二十六年三月三十一日
三宅 直之	音声・言語機能障害、 肢体不自由	医療生協さいたま老人保健施設 さんとも	所沢市中富千六百十七	平成二十七年九月三十日
菅野 百合	肢体不自由	医療法人埼玉成恵会病院	東松山市石橋千七百二十一	同
塩見 大輔	心臓機能障害	社会医療法人財団石心会埼玉石 心会病院	狭山市鶴ノ木一―三十三	平成二十七年十一月十五日
土持 綱正	肢体不自由	医療法人社団協友会吉川中央総 合病院	吉川市平沼百十一	平成二十七年十二月一日
八卷 信行	肢体不自由	医療法人社団全仁会東都春日部 病院	春日部市大畑六百五十二― 七	同
渡辺 健	肢体不自由、心臓機能 障害	トップパンググループ健康保険組合川 口診療所	川口市弥平四―三―一	平成二十七年十二月七日

森村 健一

平衡機能障害、音声・言語
機能障害、そしてく機能障
害、ぼうこう又は直腸機能
障害

社会医療法人壮幸会行田総合
病院

行田市持田三百七十六

平成二十七年十二月十日

大塚 敏之

心臓機能障害

社会医療法人壮幸会行田総合
病院

行田市持田三百七十六

同

織田 徹也

肢体不自由

埼玉医科大学病院

入間郡毛呂山町毛呂本郷
三十八

平成二十八年一月一日

大澤 彰

視覚障害

春日部市立病院

春日部市中央七―二―一

平成二十八年一月十八日

梶原 周二

ぼうこう又は直腸機能障
害、小腸機能障害

医療法人社団清心会至聖病院

狭山市下奥富千二百二十
一

同

小川 治彦

肢体不自由

医療法人社団彩桜会小川脳神
経外科

川口市栄町一―十二―二
十一シテイデュオタワー川
口二百十号

平成二十八年一月二十一日

告 示

埼玉県告示第三百十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年三月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

東鷲宮ショッピングセンター

埼玉県久喜市桜田三丁目二番一、二番四

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社ダイエー 代表取締役 村井正平

兵庫県神戸市中央区港島中町四丁目一番一

株式会社ピーアンドイーインターナショナル 代表取締役 遠藤

弘道

東京都港区白金台五丁目十一番二号 外 計十一者

（変更後）株式会社ダイエー 代表取締役 近澤靖英

兵庫県神戸市中央区港島中町四丁目一番一

株式会社ピーアンドイーインターナショナル 代表取締役 高島

幸生

東京都港区白金台五丁目十一番二号 外 計十一者

ハ 変更年月日

平成二十七年二月一日外

ニ 届出年月日

平成二十八年二月二十九日

二 縦覧期間

平成二十八年三月十一日から平成二十八年七月十一日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十八年三月十一日から平成二十八年七月十一日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第三百十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年三月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

東栄ビル

埼玉県所沢市東町八十六番二外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社東栄 代表取締役 武藤力夫

埼玉県所沢市くすのき台三丁目四番地の七

（変更後）株式会社東栄 代表取締役 武藤力夫

埼玉県所沢市日吉町七番六号

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社ダイエー 代表取締役 村井正平

兵庫県神戸市中央区港島中町四丁目一番一 外 計四十一者

（変更後）株式会社ダイエー 代表取締役 近澤靖英

兵庫県神戸市中央区港島中町四丁目一番一 外 計三十九者

ハ 変更年月日

平成二十七年十月一日外

ニ 届出年月日

平成二十八年二月二十九日

二 縦覧期間

平成二十八年三月十一日から平成二十八年七月十一日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十八年三月十一日から平成二十八年七月十一日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第三百十三号

測量計画機関である（仮称）柏原北地区土地利用検討協議会から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十八年三月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

（仮称）柏原北地区土地利用検討協議会

二 作業種類

三級基準点測量、四級基準点測量及び三級水準点測量

三 作業地域

狭山市柏原地内

四 作業期間

平成二十八年三月十日から平成二十八年八月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第三百十四号

埼玉県開発登録簿閲覧規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十八年三月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県開発登録簿閲覧規程の一部を改正する告示

埼玉県開発登録簿閲覧規程（昭和四十五年埼玉県告示第六百九十九号）の一部を次のように改正する。

別表埼玉県川越建築安全センター（東松山駐在）内の項中「、小川町、川島町、吉見町」を削り、同表埼玉県越谷建築安全センター（杉戸駐在）内の項中「及び北葛飾郡杉戸町」を削る。

附 則

この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。

告 示

埼玉県告示第三百十五号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第一百十九号）第三百三条第三項の規定により、鴻巣市から鴻巣都市計画事業原馬室・滝馬室土地区画整理事業について換地処分をした旨の届出があったので、同条第四項の規定により、公告する。

平成二十八年三月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十八年三月十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月十一日

埼玉県川越県土整備事務所長

飯 塚

孝

<p>路 線 名</p>	<p>三芳富士見線</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>入間郡三芳町大字藤久保字俣埜二七五番 一 一 地先から同郡同町大字藤久保字俣埜二七五番 七五番一 一 地先まで</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>平成二十八年三月十一日</p>
<p>備 考</p>	<p>平成二十七年六月三十日埼玉県 川越県土整備事務所長告示第十 二号で告示した道路区域の一部供 用開始である。 延長一六・七〇メートル</p>

告 示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十八年三月十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月十一日

埼玉県越谷県土整備事務所長 細 田 哲 也

<p>路 線 名</p>	<p>加藤平沼線</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>吉川市大字加藤字後六六一番四 地先から同市大字加藤字後六六 一番一地先まで</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>平成二十八年三月十一日</p>
<p>備 考</p>	<p>平成二十五年六月十四日付 け埼玉県越谷県土整備事務 所長告示第十号における道 路予定区域の供用開始であ る。延長一八・〇〇メート ル</p>

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第二十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十八年三月十一日

埼玉県川越建築安全センター所長 大槻 淳 一

一 許可番号

平成二十七年八月二十一日

指令川建セ第二七〇〇二九〇号

二 検査済証番号

平成二十八年三月八日

川建セ第二七〇〇九七号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡嵐山町大字志賀字仲町千百九十二番一、千百九十二番二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡嵐山町大字志賀千百八十六番地

深澤健治

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第二十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十八年三月十一日

埼玉県川越建築安全センター所長 大槻 淳一

一 許可番号

平成二十七年八月五日

指令川建セ第二七〇〇九一号

二 検査済証番号

平成二十八年三月八日

川建セ第二七〇〇九九号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡吉見町大字下銀谷字宅地東通三番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県東松山市あずま町一丁目九番地四 フィオーレⅠ 一〇二号室

上村 聡、上村 佑華

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十八年三月十一日

埼玉県越谷建築安全センター所長 内藤知行

一 許可番号

平成二十八年二月十八日

指令越建セ第二七〇〇一〇一号

二 検査済証番号

平成二十八年三月三日

越建セ第五二二一一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町字逆井二十四番

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県越谷市蒲生西町二丁目六番地二 ピースフレグランスⅡ一〇一

石崎 雅俊

告示

埼玉県選管告示第十一号

平成二十八年三月二日現在の地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項、第七十五条第一項、第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八条第一項の規定における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数、八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数及び三分の一の数は、次のとおりである。

平成二十八年三月十一日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝 瀬 副 次

一 地方自治法第七十四条第一項及び第七十五条第一項における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数

一一八、六五四人

二 地方自治法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第八条第一項における選挙権を有する者の総数の八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数

八四一、五八八人

三 地方自治法第八十条第一項における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあっては、その四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

選挙区

数

南第一区 草加市	六五、九二〇人
南第二区 川口市	一四四、二九〇人
南第三区 さいたま市西区	二三、六七八人
南第四区 さいたま市北区	三八、六九七人
南第五区 さいたま市大宮区	三一、二八九人
南第六区 さいたま市見沼区	四三、二九五入
南第七区 さいたま市中央区	二六、六二二人
南第八区 さいたま市桜区	二五、五四二人
南第九区 さいたま市浦和区	四一、八〇八人
南第十区 さいたま市南区	四八、〇一〇人

南第十一区	さいたま市緑区	三一、三六一人
南第十二区	さいたま市岩槻区	三〇、三八七人
南第十三区	上尾市・伊奈町	七三、三五四人
南第十四区	桶川市	二〇、六四四人
南第十五区	北本市	一九、〇〇三人
南第十六区	鴻巣市	三二、八二六人
南第十七区	志木市	一九、九〇一人
南第十八区	新座市	四四、〇七五人
南第十九区	蕨市	一九、五一七人
南第二十区	戸田市	三四、三九九人
南第二十一区	朝霞市	三五、九四四人
南第二十二区	和光市	二一、四二九人
西第一区	所沢市	九三、九八三人
西第二区	入間市	四〇、七七六人
西第三区	飯能市	二二、四三七人
西第四区	狭山市	四二、五八八人
西第五区	ふじみ野市・三芳町	四〇、三二九人
西第六区	富士見市	二九、六〇七人
西第七区	川越市	九四、六一一人
西第八区	日高市	一五、五一四人
西第九区	毛呂山町・越生町・鳩山町	一七、四一九人
西第十区	坂戸市	二七、二八二人
西第十一区	鶴ヶ島市	一八、九九五人
西第十二区	東松山市・川島町・吉見町	三五、九八五人
西第十三区	滑川町・嵐山町・小川町・ときがわ町	二二、二〇二人
北第一区	秩父市	一七、九五七人
北第二区	横瀬町・皆野町・長瀨町・小鹿野町・東秩父村	一一、七三八人
北第三区	本庄市・神川町・上里町	三三、二八八人
北第四区	深谷市・美里町・寄居町	五一、九四五人
北第五区	熊谷市	五四、八六一人
東第一区	行田市	二三、〇一三人
東第二区	羽生市	一五、一四七人
東第三区	加須市	三一、三五四人
東第四区	久喜市	四二、六五一人

東第五区	蓮田市	一七、三八九人
東第六区	白岡市・宮代町	二三、六三六人
東第七区	春日部市	六五、三七九人
東第八区	越谷市	九〇、四四九人
東第九区	八潮市	二二、八六五人
東第十区	三郷市	三七、一五二人
東第十一区	幸手市・杉戸町	二七、四三三人
東第十二区	吉川市・松伏町	二六、六四九人